

新潟市新津地区市民会館の使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により，新潟市新津地区市民会館の使用料の徴収事務について，次のとおり委託したので，同施行令第 158 条第 2 項の規定により，下記のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称
公益社団法人新潟市シルバー人材センター
- 2 徴収事務を行わせる施設の名称及び位置
新潟市新津地区市民会館
新潟市秋葉区程島 2009 番地
- 3 徴収事務を行わせる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日